

令和4年度鳥取市総合教育会議（第1回）会議録

1 日 時 令和4年12月2日（金） 13時30分 から

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 7階 第2委員会室

3 出席者 〔構成員〕

市長：深澤 義彦

教育長：尾室 高志

教育長職務代理者：藤井 喜臣

教育委員：前田 哲雄

教育委員：畑 千鶴乃

教育委員：谷口 なおこ

〔市長部局〕

副市長：羽場 恭一

総務部長：乾 秀樹

健康こども部長：橋本 浩之

総務課長補佐：蔵増 彩

〔教育委員会事務局〕

教育委員会副教育長：岸本 吉弘

教育委員会次長兼教育総務課長：横尾 賢二

教育委員会次長兼学校教育課長：安本 雅紀

教育委員会文化財課長：佐々木 敏彦

教育委員会生涯学習・スポーツ課長：須崎 ひとみ

教育委員会学校保健給食課長：山根 ちはる

教育委員会中央図書館長：長本 次郎

教育委員会教育センター所長：安田 直人

教育委員会学校教育課参事：平戸 由美

教育委員会教育総務課長補佐：小清水 晃子

〔傍聴者〕 なし

4 会議次第

- (1) 幼稚園・保育園と小学校との連携について
- (2) 部活動の地域移行について
- (3) 放課後児童クラブの取組について

5 会議概要

1 開 会 13時30分

開会（教育委員会副教育長）

2 市長あいさつ

今日は大変お忙しい中、本年度第1回鳥取市総合教育会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。先ほど岸本副教育長にお話しいただきましたように、この会議は平成27年に改正されました地教行法に位置付けられた会議ということで開催をさせていただくものです。すでに皆様ご案内のように、新型コロナウイルス感染症により大変な状況が続いておりまして、令和2年度は数えてみますと114件の陽性例、感染例ということでありましたが、令和3年度が3,739件でしたでしょうか、今年に入りまして1月2日まで66日間0件の状況が続いておりましたが、1月3日に763例と762例の2例陽性例が出まして、その辺りから第7波と言われる状況から第8波に入ったのではないかというような状況が続いております。現在、鳥取市保健所管内で24,000件の陽性例が発生しておりまして、このところは1日当たり200例、300例を超えるような状況が続いております。振り返ってみますと7月、8月のあたりにピークがあり、1日あたり400件、500件を超える状況もありまして、その時にも保健所を中心に全庁的に応援体制を取っていましたが、とても大変な状況でした。そういった中で様々な工夫をして、現在は300件程度であれば何とか対応できるような体制になってきています。また、昨日朝5時に高病原性のH5型の鳥インフルエンザが発生しまして、その対応に今全庁一丸となって、また、鳥取県の皆さんと連携しながら対応しているところです。延べ640人程の鳥取市の職員の動員が必要になると考えておりまして、大体保健所で45、46名、それから他の部局からの応援も合わせますと、1日80名から100名の動員が必要だということで、新型コロナと鳥インフル両方への対応を今行っている最中です。

それから昨年度、コロナ禍の中にありましたけれども、第2期の教育大綱、教育振興基本計画もスタートしたところであります。昨年度は第11次の総合計画、第2期の創生総合戦略もスタートしました。そのほかにも福祉関係等でもいろいろな計画がスタートした、そのような令和3年度でありまして、このコロナ禍の中でも鳥取市政を着実に進めていこうということで職員の皆さんと一緒に頑張っていただいているところです。

今日は、3点について、それぞれ議題とさせていただいております。どうか委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見等をいただくと大変幸いです。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 議題

(1) 幼稚園・保育園と小学校との連携について

学校教育課長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(藤井委員)

小中学校の連携をやっておられるというのはわかるのですが、幼稚園や保育所と小学校との連携はどのようになされているのでしょうか。学校訪問でお聞きした際に具体的には少しわかりにくかった部分が今日説明していただいてよくわかりました。2、3ページにあるように、様々な形で連携してやっておられるのですが、先ほどお話がありましたように、十分でないと思うところには働きかけをお願いしたいのと、スタートアップカリキュラム、特に園との連携協議というのを取り組んでいきたいというお話でしたので、ぜひお願いしたいと思います。

1点質問ですが、7ページの「診断はないが配慮を要する児童数の推移」ということで、発達障がい診断はないけれど、その兆候が見られるというお子さんについてのお話でしたが、2年から3年にかけてぐっと伸びている理由と、この推移は4年度の数字はないということなのだと思いますが、その辺りどうなのでしょうか。

また、よくお子さんが小さいと障がいの判断がなかなか難しいということで、保護者の意向もあるとは思いますが、幼稚園や保育所では通常のクラスで、小学校に入学する際に特別支援学級でというようなケースがあるということをお聞きするのですが、それがどのくらいの割合かという数字的なものはあるのでしょうか。

(こども発達支援センター所長)

まず令和4年に関しましては、これは年に1回学校を通しまして調査を図るもので、まだ今年度中の数字は出ておりません。概ねでございますが、令和3年が1,715名で、これは全生徒数の18%にあたるもので、数字的には今持っていないが令和4年は大体19～20%のお子様があるということで調査が入っているようです。昨年よりも多い数で学校の先生の方からは報告いただいている状況です。

令和2年からぐっと増えている理由につきましては、こういう理由でということをはっきりと申し上げることが出来ませんが、やはり環境的なもの、お子さんが学級の中で過ごしにくいということが先生の方からも明らかになってきているというところで児童数の推移が増えているのではないかと考えています。幼児期のお子さんに対して、保護者の方が診断まではないけれども育てにくさを感じられる部分というのは増えているかなと考えておりますので、学校においてもそういったように推移が増えているのではないかと考えているところです。保育所・幼稚園では通常のクラスと特別支援のクラスといった分けはございませんが、学校にあがるとどのくらいの方が支援学級に入られるかということで、その前のページを見ていただくと、令和3年に特別支援学級を選んだ方が436人ということでございます。これは小学校の数で、中学校の方でも令和4年時点で特別支援学級を選ばれる方が133人

程ございます。この資料は令和3年でございますが、令和4年の時点では448名の方が小学校、義務教育学校の方で支援学級を選ばれています。

(学校教育課長)

もう1点、2・3・4年生とあがるところで発達障がいと診断された児童数が増えていることについてです。入学後はしばらく学校生活になじんだ後は学習が始まります。集団で30名近くの子どもたちが教師の指示を聞きながら座って学習をしていくということで、園から学校にあがる際の就学指導は丁寧に行っていますが、徐々にこれまでは見えなかった部分の困り感が表出してくることがございます。そういったあたりで気になるお子さんについては、学校の方でLD等専門員に子どもたちを見立てていただいて、保護者さんと繋いだり、保護者さんから困り感をさらに聞き出す中で医療に繋いだりというような動きがかなり進んでいくのがこの2年生、3年生の時期ということで、これによって新たにあがってくる児童数が増えているというように把握しております。

(藤井委員)

そうすると、幼稚園や保育所では特別支援学級というわけではなく、小学校に入ってから特別支援学級に入られるお子さんがかなりおられるという理解でよろしいですか。

(こども発達支援センター所長)

はい。園では特別支援学級というように分けているわけではございません。教育支援委員会を通じて学校へあがる際には支援学級へということになりますが、園の方では集団の生活の中で、大きい集団ではなかなか活動が難しいという場合にはクラス分けではないですが、そのクラスに担当の保育士が加配保育士ということで入られて、そこで集団保育の支援をしております。

(藤井委員)

お願いになるのですが、今の4、5歳児の配置基準が30：1で、これが昭和23年から変わっていない基準なのですが、今、鳥取県では小学校30人学級が学年進行中で、現在3年生までがそのような扱いになっていまして、今後6年生まで進むと思うのですが、小学校に比べて手のかかるはずの保育所、幼稚園の配置基準が小学校と同じというのがどうなのかなというのが気になります。改善されたらきっと幼稚園、保育所側の時間的余裕も生じますし、幼保小の連携も手厚くなったり目が行き届きやすくなったりということがございますので、国もこども家庭庁をつくられて今動き始めるところですので、ぜひ国への働きかけをする時期だと思えます。幼稚園、保育所の配置基準の見直しについて、市長さんや首長部局からも国・県に働きかけていただきたいなと思えます。教育委員会の範疇ではない部分かもしれませんが、総合教育会議でしたらそういった話もできるのかなと思えますので、1つご検討をお願いしたいと思います。

(健康こども部長)

加配の状況につきまして、今藤井委員がおっしゃったとおり、4、5歳児につい

ては昭和23年度に決定した30:1、これが続いているというのが現状です。

1、2歳児については見直しがかかってきていますが、4、5歳児についてこれまでの基準が続いているという状況で、昨年から国の方も見直しを考えておられるような方向ですが、令和4年度にはその辺りの財源措置がなかなか難しいということで、まだ実行できていないような状況であります。それにつきまして県の方は、国へ4、5歳児の配置基準の見直し、保育士の処遇改善も含めてですが、そういったことの実行を早くしていただきたいという要望をこの夏にあげられたというように伺っています。本市の状況でございますが、本市の認定こども園と私立・公立両方の保育所で4月1日時点の待機児童0、10月1日も待機児童0を目指して取り組んでいますが、なかなか保育士の確保が難しい状況がありまして、まずは保育士の確保に向けた取り組みをしていくのが鳥取市の現状でございます。より保育の質を上げるためにも保育士の比率を高めたいという思いはあるのですが、そこにもっていくにはまず保育士の方がなかなか揃わないという現状を、処遇の改善も含めてですが、このあたりに鳥取市としては重点を置いて向かっていきたいというように考えおきまして、今後も国や県の動向を注視しながら対応していきたいと考えているところでです。

(藤井委員)

仕事量が多いことや労働時間が長いこと、責任が重たいというようなことがあります。1人当たりがみる子どもの人数が減れば責任が軽くなるというわけでもありませんが、やはり取り組み方が少し違ってきます。働く側から見れば、多くの子どもをみるよりもある程度限られた人数をみるほうが飛び込みやすいというところもあるようでして、保育士や幼稚園教諭の方のアンケートでは、非常に配置基準の見直しを求めているので、現場の声をよく聞いていただいて、市からも声をあげていかなければいけないのではないかなという思いですので、よろしく願います。

(健康こども部長)

わかりました。

(前田委員)

学校側の負担軽減と言いますか、そういったことを少し意識しながらなのですが、例えば5ページで、面影小学校や近くの幼稚園等での幼保小接続推進リーダー育成事業についてご説明いただいたのですが、こういった事業で推進リーダーを育成して、そのリーダーが中心になって動くのだらうと思うのですが、それは人員増なのか、学校の現有の教職員の中で誰かがリーダーになるのかどちらでしょうか。それから、7ページの診断はないが配慮を要する児童数の推移で、令和3年がすくなく増えおり、これはコロナも関係しているのではないかと思ったのですが、300人も400人も学校現場で診断はないが配慮を要するお子さんが増えている状況が出されているわけですけれども、そういった中で支援員さんの配置の数が気になります。300人も増えているのに支援員の配置があまり増えていないとなると、おそら

く学校側の負担がかなり大きくなっているのではないかなと思います。こういった状況に応じて支援員さんの配置数はどうなのかというお尋ねです。

もう1点、10ページの就学移行支援について、入学してからのフォロー会議はどこが主催するのか、それもやはり学校現場が主催するのか、それとも市の方で主催して計画的に行われるものなののでしょうか。このフォロー会議を学校側がすべて主催するとなると、たくさんの子どもを抱えている学校では週に何度もフォロー会議をしなければいけないというような状況もあるのではないかなと想像するものですから、学校側の負担ということから考えるとその3点についてどのようになっているのか教えていただければと思います。

(学校教育課長)

まず、面影小学校の事業につきましては、現有の職員で行う事業でございます。リーダー育成事業というようになっておりますので、その中で特に保・小連携を担当する校務分掌で位置付けられている者については、そこで身に着けた力量を他校区へ行っても拡げていただくということもそうですが、職員全体がそういった意識で幼保小連携をみていくということですので、他の小中学校に異動した際もそのような意識でリーダーとして活躍してくれたらというように思っているところです。あわせて、この校区の取り組み自体を拡げていながら、各小学校での現有勢力にもそういったリーダー育成に繋がるような取り組みをというように考えているところです。特段の加配措置が行われていることではございません。

2つ目の診断はないけれども配慮を要する児童が増えている背景としてコロナ禍があるのではないかということですが、それについては十分な検証等を行うことが出来ておりません。少なくとも何らかの影響があるのではないかと考えておりますが、診断はないが配慮を要するという点について、「配慮を要する」かどうかの判断の精度が高まってきたということも1つ理由ではないかと考えています。そういった見方が教職員、保護者の皆さんの中でできつつあるのではないかということ、つまり特別支援教育への理解が少しずつ現場でも深まってきているのではないかなというようにも捉えております。

3点目のフォロー会議については、主催は学校です。件数が多くなるケースもございます。とりわけ、4月のフォロー会議はかなりの回数になります。移行支援会議の主催は園の方が行いますが、園へ通っていないお子さんについてはこども発達支援センター等が代わりに主催していただくという流れになっております。

(前田委員)

わかりました。ありがとうございます。

(畑委員)

何点か意見として述べさせていただきます。まず幼稚園・保育所と小学校との連携ということについて面影小学校区の例をもとに紹介いただきました。ぜひこれがすべての校区で拡がっていくことを願っています。1点、これはこども家庭課と学校教育課の総合的な取り組みでというご紹介がありましたが、この校区全体で取り

組んでいくときに参画していただきたい乳幼児保育の現場、幼稚園と保育所、認定こども園ということが今出ていましたが、0、1、2歳の保育をなさっておられる、例えば小規模保育事業所や企業型保育事業所など、3、4、5歳の幼児教育の年齢を保育しておられない保育の現場もあります。ですがそちらで勤めておられる保育の現場の皆様、あるいはそこでお子さんを預けておられる親御さんにとっても、小学校にその子が入った後、どのように育っていくのかという見通しが大切です。それを育む場がこの校区の中で考えていく接続的カリキュラムとして位置づけられているのではないかと思います。そこで学びの場が得られるのです。ですので、この校区の話し合いの中でも0、1、2歳の保育を担っておられる現場の先生方、代表の方が参画できるように、ぜひ前向きに進めていっていただけたらと思います。幼稚園、保育所、認定こども園だけではない、すべての保育の現場の方が参画できるように、そしてどの校区でもこれが実現できるように進めていく必要があるのではないかと思います。

2点目は、先ほど藤井委員から配置基準のお話がありました。これは保育現場におきましては積年の課題です。私一個人の意見としましては、もう「配置基準」という考え方を脱却する時期が来ているだろうと思います。つまり配置基準で考えると、子どもたちの人数に対して保育者を何名配置するかという考え方になってしまっていて、例えば子どもが35人いたらそこに4、5歳であれば保育士が2人という考え方になってしまいます。つまりそこで暮らす子どもたちの生活のサイズがどんどん大きくなっていくのです。乳幼児期には学級という概念がありません。ですから、児童福祉施設運営基準を満たしていれば、そこに子どもが何人でも入れるような状況で30人を優に超え、そこに保育士の数が合致していれば、生活空間として成り立ってしまいます。それが現に起こっている保育園も調べればあるはずです。その大規模になってしまっている生活空間に今発達上のサポートがいるお子さんが暮らしている状態です。子どもも大人もたくさんいて、大きな声で話してはいいけれどもみんなが一斉に話すとそれが既に騒音になってしまっていて、どの子どもにとっても穏やかに落ち着いて安心して暮らし、かつ遊びに没頭するという状況が作りにくいのです。その子どもたちにとって本当にふさわしいクラスサイズ、生活のサイズという観点で見えていく必要があります。配置基準にプラスしてその発達上のサポートがいるお子さんにとっても安心して暮らせる生活空間サイズを見ていく必要があるかと思えます。ですから人だけの手当では、配慮を要するお子さんのケアを幼い時期から15歳まで見通して考えるというのは少し難しいのではないかと思います。これだけ発達上サポートがいるお子さんの知見が高まってきたこの現代において、配置基準だけを考えていくのは少し無理があるだろうと考えます。実際に今大きくなっている保育園は何某かの方法で改善できる方策をぜひもっていただきたいと思っております。特に鳥取市の保育の4、5歳児の現場はクラスサイズが大きくなっているところがあります。それは1つ課題だと思っております。そこに配慮が必要なお子さんがいらっしゃるというこの現実があります。

最後に、診断はないけれども配慮を要するお子さんの推移についてのご報告がありました。私自身はここが最も課題だと考えております。特に乳幼児期からこれを丁寧に見ていく必要があるだろうと考えております。「診断はないが」というところにすべて包括されてしまっているのですが、この「診断はない」に様々な意味があります。例えば親御さん自身がお子さんの発達にサポートが必要だということをはなかなか認められない、障がい受容の支援も含めて、診断はない、診断は得られない、あるいは今診断をする必要はないけれども、継続的に見守っていかねばいけないなど、そのご家庭に即した支援が必要なのですが、そのケース検討と言いますか、乳幼児期から学齢期のお子さんの見通しをもつ場面としても、先ほどの校区での議論の中で検討するきっかけがあるのではないかなと思います。こういったことも話し合える場なのではないでしょうか。診断されたお子さんに対してどうケアを提供するかというところはもう知見がある程度あるはずで、そこはもう実践を積み重ねていく段階に入っていると思います。今は診断はない、診断は得られない、診断をするというところに合意を得られないというところのお子さんに対してどのようにケアを行っていくかというところに移行していかねばならないと思っております。その具体的なしくみづくりに向けて検討を始めるということなのではないでしょうか。それが資料の1番最後にあった、配慮が必要なご家庭や親御さんに対するサポートというところにも繋がっていきます。

こども発達支援センターが作っておられる、「育ちをつなぐ（改訂版）」というものがあります。本日このお話が出てこなかったのが少し残念に思います。こんなに素晴らしいものはないと思います。私自身、鳥取市のこの取り組みを他の市町村にも他県にも広げていく必要があろうかと思って常にこれを用いています。これは5歳児から小学校に引き継いでいくときの1つの指針なのですが、これの課題は、5歳児より前の0歳児から、必要であれば妊娠期からのこういった育ちをつなぐマニュアルが必要なのではないかなと思います。これを深めていくプロセスなのです。ですからこの場でこのテーマが出てこなかったのが少し寂しいなという思いですが、このように素晴らしいものがありますので、これを土台に先ほどお話した診断を得ることが出来ないけれども配慮を要するお子さんのことも議論していけるはずなのです。私からは以上です。

(こども発達支援センター所長)

畑委員さんの方から「育ちをつなぐ（改訂版）」をご紹介いただきましてありがとうございました。これは「育ちをつなぐ」という名前で、おっしゃるように乳幼児期に必要なと思ってきた支援について、乳幼児期で過ごしている保育の中での生活と学校に入ってから学校現場とのかなり段差があるのではないかとこのころがあって、そこに課題があるということで作成したものです。こども家庭課では園内委員会という形があります。学校の方では校内委員会ということで一人ひとりのお子さんの育ちや保護者の方の思いもそこでいろいろ検討を重ねて、大事につないでいこうという目的のもとに、ではどんな様式が必要なのかとか育ちをつなぐという

のはどういうことだろうということで作ったものです。ぜひこのご意見を参考にさせていただきながら、よりこの就学移行支援のところをこの「育ちをつなぐ」ももう一度皆さんに周知しながら進めていきたいと思っていますところでは。

(2) 部活動の地域移行について

副教育長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(藤井委員)

うまくいくかどうかというのは指導者人材バンクが人を集められるかどうかということとして、ここで言うと学校教育課に統括コーディネーターを1名置くということはよいのですが、後は望ましい姿というような格好ですが、そこが上手く機能しないと指導者人材バンクに人が集まらないということになりますので、よく福祉の世界で言いますと、アウトリーチ的に、あそこでこんな人が指導できるというような場があったら動いていかなければ、待っていても人は出てこないのではないかなと思います。

それから、こういったことで土日にやってみようと思われる方は仕事の延長ではなく、自分の土日の活動にこれを入れると言いますか、自分の生活リズムに合わせていけますので、負担感が少なくなるのだと思います。その辺りも含めて上手く人を集めていただければと思います。

希望する教員を登録するというところで、先生方の中には部活動の指導が好きだという方もいらっしゃいますので、登録される方もあるかと思いますが、一方で家庭も大切にしてほしいという思いがありますのでその辺りを心配しています。

また、平日もこういったものがないと学校も大変だろうと思います。部活動の指導が勤務のメインというようなことは難しく、これは少し思い付きのようなことかもしれませんが、例えば午前中は鳥取市の職員として勤務し、午後は部活動指導員として勤務するというようなことが、おそらく今の公務員の勤務条件では難しいと思いますが、そういったことでも動いていかなければいけないのかなと感じています。もしくは何年か年限を区切って、部活動指導員として半日勤務していただくようなことも考えられるかもしれません。これは少し突飛なので今すぐというわけではありませんが、まずは休日の指導員の確保を積極的にやっていかないといけないのではないかと考えています。

(学校教育課長)

まず人材バンクですが、県の方も人材バンクを整えようとしています。県の体育協会やスポーツ課とも連携しながらですが、県は広いですので、東部エリアに絞った、特に鳥取市に絞った人材を確保するというのは喫緊の課題かなと思っておりまして、いずれも部活動は現在は学校教育活動ですので、守備範囲は学校教育課でございますが、これが地域移行すれば社会体育になります。そうなりますと守備範囲

は生涯学習・スポーツ課ということになります、ここを今、この人材バンクをどのように整備していくかということを経済委員会内で学校教育課と生涯学習・スポーツ課が連携しながらこれからの方向性を描こうというようにしております。まだ定めきれてはおりません。

それから2点目ですが、中学校教員の中には部活動指導がやりたくて教員になった者がかなりいます。これらの者のモチベーション維持もしていかなければいけないということで、今国や県が考えているのは、教員という立場ではない立場で子どもたちにあたる、兼職を認める形で勤務している学校で教員ではない立場で指導をしたり、出身の地域に帰って教員ではない立場で指導したりということが出来るように考えているところです。そういった者も人材バンクに登録させながら、広く地域移行を支えるような準備を進めていけたらと思っております。

(藤井委員)

わかりました。そういうことであれば、生涯学習・スポーツ課の方に人材バンクの担当者を設置していただいて、人が集まらなければその方が積極的に働きかけるなど、何かしなければ人が集まらないように思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

生涯学習・スポーツ課には鳥取市の体育協会というのもございますので、そちらとも連携しながら社会体育側として人材バンクというのを今後考えていきたいと思っております。その方法としましては、これからスポーツ指導員の方等にお声がけしたりですとか、また各種競技協会の方にお声がけしたりというようなことで、県や学校教育課とも連携を取りながら実施していきたいと思っております。

(藤井委員)

文化の方も併せてよろしく申し上げます。中学生にどこまでクラブに対するニーズがあるかわかりませんが、地域で子どもを教えたいと思っている生け花やお茶の先生はたくさんおられるのではないかと思います。

(前田委員)

実際には人材をどうやって確保するのかというのが大きな問題になると思います。また国の方から示されるのかもしれませんが、段階的に地域移行していくという言い方ですと、将来的には地域移行に完全移行するということになると思います。その辺りのことも、ある程度今の時点から考えておく必要があるのではないかと思います。

今の学習指導要領には部活動は教育の一環として行うという言い方になっている中で、地域移行されて社会体育や地域クラブとなると徐々に学校から離れていきます。その辺りは国が示さなければいけないところだろうと思いますが、学校教育でやっている時は、外部指導者の方においていただいてもかなり人選、希望して下さる方がなかなかない中で人を選ばなければいけないというつらさがあるのではないかなと思います。現時点でも地域移行にしていくということは、今の学校教育の一環として生徒指導や仲間づくり、引いてはクラブ活動を通じた学級経営だとか学

校経営という視点はだんだん薄くなっていくという捉えで地域移行という考え方を広めようとするのかどうかについて、現段階でもある程度は考えられておくべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(学校教育課長)

まず部活動の位置づけですが、現在は学習指導要領に学校教育活動ということで位置付けられています。国の方もこれをどうするかというところの議論を進めているところです。いずれ学習指導要領の改訂があります。それが外れてしまうと部活動を行う教育的な位置づけがなくなりますので、かなり地域移行が進むのかなと思っています。ただし、なかなか表現を削除することは難しいという国の状況もあるというように聞いておりますので、この辺りを少し見定めながらということをおっしゃっています。

それから、地域移行した後の活動ですが、様々なものが生じると思います。一言で言いますと、子どもたちは多様性の中で活動していくというようにおっしゃっています。現在も勝利至上主義を求めて活動している子どもたちは部活動以外で活動している子どもたちもいます。ただ、今回国が進めようとしている部活動の地域移行につきましては、国や県や市が示す部活動ガイドラインに沿って活動している組織を大事にしていこうということですので必ずしも勝利至上主義に大きく走ってしまって、土日もしっかり練習してということにはならないような、そういったものを進めようとしているというように聞いておりますので、その中で地域移行、あるルールに則った地域移行ということで進めていけたらと思っています。

(前田委員)

わかりました。当面は地域移行がかなり進んでいったとしても教育といいますか、部活動ガイドラインのような、そういったルールというものはやはり大事にしてもらいながらの移行なのだという形が通されるという捉えでよろしいでしょうか。

(学校教育課長)

基本的には、働き方改革の流れから出てきた議論でございますので、特に中学校の働き方改革は特にこの部活動の時間をどれだけ教職員の手から離していくかということですので、理想は教員が部活動指導をしなくてもよい時代を目指していかなければいけないというようにおっしゃっています。それを平日と休日とを同時に進めることは出来ませんので、急激な変化にならないようまずは休日から進めていきたいと思います。それが実現出来たら段階的に平日も学校活動・教育活動から離していくということを国が描いているように聞いております。ただし、この活動重点期の5年、6年、7年の中で本当に全国一律に地域移行が完了するかというと、国の方はそこまで考えていないようでして、理想としては掲げているが、出来るだけというような思いもあるというように聞いておりますので、ただ、それで甘んじることなく少しずつ進めていくことは大事だと思っています。

(畑委員)

子どもたちの声はどこで拾われてどのように反映されていくのかということが、本日お話しいただいた目指す姿の中からは読み取れませんでした。先生の働き方改革の一環でこれが目指されるということは、流れとしてわかります。しかし、ここで部活動をしていく主体は子どもです。その過ごし方を子どもたちの声として聴く場はどこにあって、どのように反映されてということが、やはりそれもきちんと検討されるべきではないのかなと思います。どこの場でということがわかりませんので、少なくとも鳥取市としてはこの地域移行を目指す中で、その部活動をこの活動を担う主体である子どもの声を捉えてその意見を反映させる場を必ずどこかの場面で位置付けていただきたいと思います。

(学校教育課長)

部活動の地域移行が進む中で、各中学校区に配置する部活動改革協議会の中で当然子どもたちの声も拾いながら、自分たちの中学校区にはどの部活が必要なのだろうかということを議論していく必要があると思っております。今、鳥取県教育委員会の方が想定として12月中に児童等を対象としたアンケート調査を全県的に行うということを聞いておりますので、その中で児童生徒の声はある程度拾っていくことが出来るのかなと思います。併せて、部活動の地域移行に関する周知ができるようなチラシを各家庭に配布するというようなことも聞いておりますので、少しずつ、そういったところも進んでいくのかなと思っております。

(岸本副教育長)

現在、色々とシステムが併用されてきた中で、子どものことということで非常に良い視点をいただきました。これを行うにあたって、スポーツをしたい子どもたちがはじかれるようなことがないように考えなければいけないなと思います。今は部活動ですから、学校へ行って学校にある部活動を選択すれば先生に一生懸命関わってもらって運動ができるということですが、地域移行を行っていく中で、したくてもできないとか、経済的に難しいというようなお子さんも出てくるかもしれません。そういったことも考えながら、様々なことを検討していきたいと思っております。始まったばかりですので、現場の声、保護者の声を聞きながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

(藤井委員)

連合チームになるとときにはどこかの学校が拠点となって練習されると思うのですが、その場合でも各学校に顧問がいけないといけないというような話を聞いたことがあります。現在もそのような扱いになっているのでしょうか。

(学校教育課長)

今の中体連のルールでいきますと、合同チームの場合、一緒に練習するのは土日が主で、その際にはどちらかの顧問がついていれば良いのですが、平日練習をする際に子どもたちだけで部活動を行うことは出来ませんので、それぞれに顧問を置いて活動を保障するということです。藤井委員がおっしゃったように、連合チームでも各学校に顧問を置かなければ活動ができないという状況です。

(藤井委員)

クラブチームへ移行していない段階でも、学校の部活動としてそれぞれの学校に顧問を立てなくても代表校に顧問を置くことで一緒に活動できるようになればよいなと思います。

(学校教育課長)

様々なケースが生じると思いますが、過渡期ですので、1つ1つの課題をクリアしながら進めていくことが重要かなと思っているところです。

(3) 放課後児童クラブの取組について

学校教育課長 (資料に基づき説明する。)

【質疑】

(前田委員)

学校以外の公共施設ではどんなところがあるのでしょうか。学校を使うというのは移動もなくとても便利がよいのですが、今の時代ですから、地域の人との触れ合いと言いますか、そういった良さを取り入れるような方法もあるのかなと思いました。

また、最初の議題にありました、配慮を要する児童も児童クラブを利用されると思います。配慮を要する児童が児童クラブにいる中での手立てが何かありましたら教えていただきたいです。

(学校教育課長)

公共施設ですと公民館を利用しているクラブが多いです。しかしながら公民館を利用する場合は、公民館も様々な活動をされていて、地域の方が活動する場所をお借りするような形になりますので、なかなか両立することが難しいのですが、場合によっては児童クラブの中で地域の方々と交流しながら過ごすということも効果的な部分ではないかなと思っているところです。

2点目の配慮を要する児童につきましては、障がい児加算というものがあり、1名配慮を要する児童が入る場合には支援員等をプラスでつけるような制度がございます。

(畑委員)

学校を利活用しての児童クラブを進めていくにあたって、5ページにあるような物品を購入するための費用は、児童クラブの運営費とは別立てでこれからも確保していくということでしょうか。

(学校教育課長)

そういった施設整備の必要性が生じた場合は、その都度補正予算を計上し予算確保しているという状況です。

(畑委員)

ありがとうございます。児童クラブの運営費の中にはこういった物品を購入するほどの潤沢な活動にまつわる予算立てがなされていないはずですが、ですから、これ

が実現したくてもなかなか実現できないことがあろうかと思っておりますので、学校の中で進めていくという上では、まず施設整備の面での予算確保をお願いしたいと思います。先ほどのひまわり児童クラブのご説明では一部の学校スペースを活用しておられたと思いますが、これから乳幼児期のお子さんが学齢期にあがってこられたら要保育率は高まる一方だと思っておりますので、保育スペースは広がっていくことと思っております。それから、高学年であっても要保育率はこれからも高まっていくのではないかと予測します。その際に、教室の数を増やすこともそうですし、特別教室を活用することもそうですし、或いは運動場や体育館もそうですし、学校全体を活用していくという議論は今後避けられないと思っております。

また、今日私はとても歴史的なお言葉をいただいたと思っております。学校教育課長より、「児童クラブと学校が出来る限り融合していくようなことをこれから模索していかなければならない」とのお言葉があったのですが、児童クラブの教育や研究に携わって来て初めてお聞きしたように思います。非常に大切なお言葉でしたし、それが避けられない状況に鳥取市があるのだというその切実さも感じました。それが行政課題になっているということが共有されるほどの切実な問題として取り組んでいかなければならないということを本日私自身も再認識したところです。要保育率がこれからも高まっていくことを考えると、学校全体を活用していくことはやはり避けられないと思っております。ですからそれを見通してこれからも学校と児童クラブと教育委員会と必要であれば市全体で、児童クラブの保育、乳幼児期から学齢期に向かって繋がっていく保育の充実をどう図っていくのかという観点で継続していく必要があるのかなと思っております。余談ですがスウェーデンはそれを行ってきました。スウェーデンの児童クラブの長は校長先生です。スウェーデンは学校が終わると学校全体が児童クラブに変わります。なぜならそこにいるお子さんは全て保育の必要なお子さんで、ご家庭は例えば働いておられたり、就学されておられたり何某か保育が必要な状態であられるので、学校が終わってからも自治体が責任をもってお子さんを保育しています。指導員は午前中は障がいのある子どもの加配に入られたりなどをして、学校の教育のサポートに入っておられて、そのお子さんの姿も学校で学んでいる時から捉えるということをしておられたりして、それを上手くローテーションで配置を考えながらされておられます。ですからそういった方向に向かっていく可能性があるなどと思いながらお聞きしておりました。まずは施設整備費を必ず確保するという前提で少しずつでも進んでいく必要があるのではないかというのが私の意見です。

(深澤市長)

ありがとうございます。これはご意見として承ってよろしいでしょうか。

(畑委員)

はい。

4 その他

(藤井委員)

令和5年度に総合教育会議を開催することについて、鳥取市教育振興基本計画が令和3年度から7年度までの計画で、来年度が中間年になりますので、進捗や今後の進め方をテーマに入れていただきたいです。

5 閉会

(教育委員会副教育長)

ご協議いただきありがとうございました。本日の会議につきましては、後日議事録を作成し、鳥取市の公式ホームページに掲示いたしますのでよろしくお願ひします。それでは、これをもちまして総合教育会議を閉会させていただきます。皆さま、どうもありがとうございました。

閉会 15時30分